

第 1536 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 7 年 12 月 18 日 木曜日
開会 9 時 00 分 閉会 10 時 10 分

2 場 所 京都市役所北庁舎 7 階 教育委員室

3 出 席 者 教 育 長 稲田 新吾
委 員 野口 範子
委 員 笹岡 隆甫
委 員 石井 英真
委 員 松山 大耕
委 員 濱崎 加奈子

4 欠 席 者 なし

5 傍 聴 者 3 名

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1535 回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 3 件、報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 1 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、議案 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

議第 23 号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 24 号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(事務局説明 塚原 教職員人事課担当課長)

議第 23 号の議案について説明させていただく。これは、11 月にお諮りした京都市の人事委員会勧告に基づく給与改定に関する案件と、「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の改正」を踏まえた国レベルでの質の高い教員を確保するための処遇改善に関する案件の 2 本柱を内容とする、関連条例の改正案が 12 月 11 日に可決されたことを受け、教職員の給与に係る規則を改正するものである。

まず、教員特殊業務手当について説明させていただく。児童生徒に対する、非常災害時における保護業務、救急業務、緊急補導業務に従事した場合に手当を支給しているが、その時間数要件や支給額を見直すものである。見直し内容は、国に準じて、従事時間数を 8 時間程度から 4 時間程度に緩和したうえで、支給額を全ての区分で 8,000 円まで引き上げるものである。

続いて、義務教育等教員特別手当の見直しについて説明させていただく。関係条例の改正により、職務の級及び号給に応じ、校務類型に係る業務の困難性やその他の事情を考慮した手当額を定める形に見直したところだが、今回の規則改正では、見直し後の支給額の算定方法や考慮すべき事由について、具体的に定めるものである。具体的には、職務の級及び号給に応じた一律支給の額を現行の3分の2程度に縮減したうえで、いわゆる学級担任の教員には月額3,000円を加算した額で支給するというものである。加算を適用する対象としては、国の想定に準じて、「小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の普通学級」に限り、その他の校種やいわゆる育成学級は加算の対象外となる。

以上が主な見直し内容となるが、その他、条例改正に伴う必要な規定整備も併せて行っている。

最後に、施行時期については、一部の内容を除き、令和8年1月から実施となる。議第23号の説明については、以上である。

次に、議第24号について説明させていただく。これは、給食調理員の給与について定めるものであり、9月11日に出された京都市の人事委員会勧告に基づく給与改定に関するものとなる。給食調理員以外の教員・事務職員、管理用務員の給与改定については、条例で定めているが、給食調理員については、条例ではなく規則において給料表を定めている。また、本市の他の職員に準じて給与改定を行っていることから、市議会での可決を待って、本日規則改正をお諮りするものである。

給料表の改定については、管理用務員と同じく、これまでから、本市の行政職の改定内容に準じた改定を行い、月額で、最高12,300円から最低9,200円、平均すると10,700円ほどの引上げとなる。

なお、期末・勤勉手当についても、現行の4.6月分から、4.65月分と0.05月分の引上げとなるが、市職員の給与条例が直接適用される形となっており、こちらも既に11月市議会で可決されたため、教育委員会としての規定整備は不要となる。

この度の給料表改定と期末・勤勉手当の増により、年収ベースで平均23万円ほどの増額となる。

最後に、施行時期については、令和7年4月1日に遡って適用されるが、一部の会計年度任用職員については、令和8年1月1日から適用となる。

(委員からの主な意見)

【松山委員】 義務教育等教員特別手当の見直しについて、3分の2程度に縮減をした場合でも、現行より給与の額は増えるのか。

【事務局】 義務教育等教員特別手当に限っていえば減額となるが、教職調整額などの見直しを含めると、減額となる教員はいない。

【笛岡委員】 前回、教員の年収増加額が多いと話があったが、それと比べると給食調理員は少ない増加額となるのか。

【事務局】 給食調理員など教育職員以外については、教員の処遇改善は適用されず、行政職に準じた給与改定のみが行われる。

【稲田教育長】 教員特殊業務手当は直近で支給実績はあるのか。

【事務局】 子どもが所在不明になった際に、子どもの捜索や保護者対応などを行った際に支給している実績はある。

【濱崎委員】 それらの対応については、4時間くらいというのが現場の感覚なのか。

【事務局】 現行制度では深夜に及ぶ対応のみ満額支給されていた。しかし、より短時間での対応もあり、今回の要件緩和で、4時間程度対応した場合の支給額が増えることになる。

【稲田教育長】 学級担任への加算はチーム担任制でも支給されるのか。

【事務局】 支給される。一般的には、校内や保護者に対して「担任」とあると説明している方は、担任業務を担っていると判断できる。

【野口委員】 育成学級と総合支援学校が対象の給料の調整額はいつから支給されているのか。

【事務局】 従来から支給されていたものであり、本給の3%が支給されている。

【稲田教育長】 育成学級や総合支援学校の教員には、給料の調整額が支給されていることから、学級担任加算は対象外の整理ということか。

【事務局】 そのとおり。

(議決)

教育長が、「議第23号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」および「議第24号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

才 報告事項

報告 向島東中学校区の統合要望書の提出について

(事務局説明 畠谷 学校統合推進室計画課長)

伏見区の向島東中学校区にある「向島小学校、向島藤の木小学校、向島東中学校」においては、児童生徒数の減少を受け、3校のPTAと向島・向島藤ノ木の両地域が学校統合を含めた子どもたちのより良い教育環境の在り方について、検討が進められてきた。

検討の結果、両地域において、「令和14年度を目途に、向島小学校と向島藤の木小学校を統合し、向島東中学校と合わせて、施設一体型の小中一貫教育校の創設を目指す」ことで合意され、12月17日に小中一貫教育校の創設を求める趣旨の要望書が教育委員会に提出された。

PTAと両地域での検討の経過は、令和5年5月に向島藤の木小PTAが「向島東中学校区における小中一貫教育校創設に向けて取組を推進すること」を決議した後、令和7年3月には3校PTAにおいて小中一貫教育校創設の取組を進める決議がそろった。

3校のPTA決議を受け、両地域でそれぞれ学校運営協議会を母体とする検討協議会が設置され、令和7年8月に両地域において、小中一貫教育校創設の取組を進めることが決定された。

その後、令和7年9月、統合協議を進める場として「創設準備会」が発足し、施設一体型の小中一貫教育校の創設を目指すことで合意された。

要望書の概要について、要望事項は5点で、主となる項目は次の2点。

1点目、令和14年4月を目途に、施設一体型の小中一貫教育校を創設いただきたい。

2点目、9学年すべての子どもたちが、ともに学ぶことができる校舎を現向島東中学校敷地に整備いただきたい。

なお、要望書の提出者は、準備会代表、副代表の連名となっている。

今後の予定だが、本市では、これまでから地域の御要望を尊重して学校統合を進めているところ。今後、向島東中学校区における地域の方々の御要望の趣旨を踏まえ、また、市会の御理解・御支援を頂きながら、令和14年度の開校の実現に向け、検討を進める。

参考として、今年度の各校の「児童生徒数と学級数」と「児童生徒数の推移」を記載している。本年5月時点の児童生徒数は、3小中学校の合計で435名。開校予定の令和14年度では、推計となるが、各学年20~30名程度の児童生徒数になると見込んでいる。

校区は向島藤ノ木地域を向島地域が囲むような形になっている。校区図の左上に「観月橋」があり、校区図の右下に「隠元橋」がある。この間の直線距離は約2キロとなっている。整備予定地の向島東中学校まで最も遠い箇所は、向島地域では「向島渡シ場町」の1.5キロ、向島藤ノ木地域では「向島清水町11街区」の1.3キロとなっている。

今回の学校統合において、地域の方々は、子どもが少なくなる中、よりよい教育環境、子どもたちの健やかな成長を願う思いで統合を決断されている。向島東中学校区の状況に応じた新たな学校づくりを進め、引き続き、地域の皆様方の御期待に応えていけるよう取り組んでいく。

(委員からの主な意見)

【稲田教育長】 平成31年度に向島秀蓮小中学校ができているので、向島東中学校区小中一貫教育校創設が実現すれば、向島地域では京都市立学校は2校となる。伏見区では、4校目の小中一貫教育校になるのか。

【事務局】 洛水中学校区での統合が令和13年度の予定であり、向島東中学校区の小中一貫教育校の開校は4校目になる。

【野口委員】 向島東中学校での整備ということで、敷地面積やアクセスの仕方など考慮していると思うが、よく準備して、学習環境や通学安全などが確保できるように進めていただきたい。

【事務局】 整備する校舎が中学校なので、小学生も学べる環境に施設を整備することと、

学校の場所が変わるので、地域は通学安全について非常に心配をされており、警察等とも連携しながら、開校までに準備を進めていく。

【野口委員】 小学校と中学校が一緒になるのは、良い面もある。学年の低い子どもをケアする、お兄さんお姉さんを頼りにするなど、ぜひ、良い面も生かしつつ、課題を解決してほしい。

【事務局】 地域の方は、1年生から9年生までが学ぶ環境に非常に期待をされているので、ぜひその期待に応えるように取り組んでいきたい。

【稻田教育長】 最遠距離が1.5キロぐらいだが、どのぐらいの通学時間がかかるのか。

【事務局】 分速70メートルで考えると20分程度になる。京都市の全体で見ても通学距離が長いということではない。

【石井委員】 小中一貫教育校にする場合、良い面もあるが、様々なサポートが必要と思う。栄桜小中学校に何度か訪問しているが、複数の小学校と中学校が一緒になると小中の文化の違いなども含めて、マネジメントにおいて苦労されるところもあるかと思う。様々な形で小中一貫教育の取組がなされているので、そのノウハウをしっかりと蓄積して、この向島東中学校区小中一貫教育校の取組についても、しっかりとサポートがされることが大事。向島東中学校は、とても良い取組をされている。

【稻田教育長】 向島東中学校では研究発表会が行われていたはず。

【事務局】 12月10日に研究発表会があり、石井委員からも講演いただいている。

【稻田教育長】 栄桜小中学校の校長も研究発表会に来ていた。

【事務局】 栄桜小中学校の校長のほか、洛水中学校長、洛西陵明小中学校長も来られていた。

【稻田教育長】 開校後、子どもたちが初めて顔を合わせて不安になることがないように学校間の事前の交流をしっかりとおいてほしい。

【事務局】 地域からの要望においても、開校前の学校間の事前交流などの準備を進めることも伺っているので、しっかりと取り組んでいきたい。

【稻田教育長】 統合しても学年あたり20人から30人程度と説明があったが全学年が単級になるのか。

【事務局】 全ての学年が単級の見込で考えているが、中学3年は30人学級のため、そこが2学級になるかどうかという状況。

(4) その他

○教育長から、前会議以降の主な出来事等について報告

11月13日	教育実践功績表彰式典
11月18日	教育功労者表彰式典
11月21日	国家予算要望（指定都市）
11月27日	行政委員報酬在り方検討委員会
11月28日	本会議（代表質問）
12月2日	予算特別委員会（補正予算）
	第3回京都ならではのSTEAM教育充実に向けた調査研究検討会議
12月3日	文教はぐくみ委員会
12月12日	中学校選択給食レシピコンテスト表彰式

○事務局から、当面の日程について説明

(5) 閉会

10時10分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長